POLICY BRIEF

February 2012
Number 17

国連環境計画（UNEP）改革:
環境ガバナンス強化に向けた段階的アプローチ

主な提案・メッセージ

- 現在の環境ガバナンスの構造は、グローバルな環境問題に対応しているとはいえない。国連環境計画（UNEP）を強化することで、国際的な環境問題に対して効果的かつ一貫した対応が可能となる。
- UNEPの改革は段階的に実施することが望ましい。UNEP管理理事会（GC）への普遍加盟方式導入を足掛かりに、専門機関への昇格を目指すべきである。
  1. 包括的な改革となる第一段階では、UNEP GCに普遍加盟方式を導入し、環境に関する意思決定の正当性と信頼性を高めると共に、多国間環境協定（MEAs）を一元化する。また、特定多数決制（QMV）を採用することで、意思決定の効率性を高める。
  2. 改革の第二段階では、国連総会の決議をもって、UNEPを法的に独立した環境専門機関に昇格させ、環境に関する意思決定を強化する。長期的には、条約によって専門機関をさらに強化することができる。
- 多くの国で環境当局が正式な省の地位を有している。UNEPに法的独立性や意思決定権限を与えることは、国際的な動向に沿うものである。

サイモン・ホイベルク・オルセン
IGESガバナンスと能力グループ
研究員
olsen@iges.or.jp

マーク・エルダー
IGESガバナンスと能力グループ
ディレクター
elder@iges.or.jp

I はじめに

現在、多くの国では、環境問題への取り組みにおいて何らかの進展が見られている。しかし、環境問題の範囲と規模が増大する中、国レベルでは対応できないことも多くみられる。環境問題に対応するためにこれまで数十年間に亘って構築されてきた環境ガバナンスの仕組みは、一貫性がなく、環境の悪化を効果的に食い止める権限も十分与えられていない。

本ポリシー・ブリーフは、国際環境ガバナンス(IEG)を強化する手段として、UNEPの段階的改革を提案する。IEGとは、環境問題に対処する国際的なメカニズム、制度及びステークホルダーを扱うものであり、UNEPを改革すればIEGの問題が自動的に解決するわけではなく、効果は限定的かもしれないが、UNEPの改革には環境政策決定の有効性、正当性、影響力を大きく高める可能性がある。

UNEP改革に関する既存の研究は大きく3つの種類に分けられる。1つは政治的に最も現実的と考えられている漸進的改革を主張する研究(Najam, Moltke, Tarasofsky 2002)で、他には既存メカニズムの弱点に焦点を当てた研究(Ivanova 2011; Tarasofsky 2002 and 2003)や、UNEPの専門機関への昇格を柱とする包括的改革を支持する研究(Biermann 2007 and 2011; Biermann and Bauer 2004 and 2005)がある。特に重要であるのが漸進的改革であり、国連機関の活動としての一貫性を高めるために既に実施されているが、それ自体で効果はあるものの、すべての改善目標を達成するには不十分である。

以上のことから、本ポリシー・ブリーフはUNEPの段階的改革を提言する。段階的改革は政治的実現性が高いだけでなく、調整力、信頼性、正当性を向上させ、権限の強化や独立した意思決定を可能にする。改革の第一段階ではUNEP GCに普遍加盟方式を導入し、第二段階ではUNEPを専門機関に昇格させる。改革の手順については様々な案があるが、本ポリシー・ブリーフでは二つの段階を連続的に実施することを推奨する。第一段階では、第二段階に進むための必要な環境を整える。最終的に両方の段階を達成することで、IEGに関する権限を強化するだけでなく、MEAsをグループ化して管理する統括組織も結成され、現在の環境ガバナンスの特徴である弱体化の原因となっている分裂を改善することが期待される。

2 国際環境ガバナンスの主要課題

UNEPの強化が必要である2つの主な理由は、「環境問題の範囲・規模の拡大」及び「既存のガバナンス構造の弱さ」である。UNEPは本来、「地球規模の環境問題を掲げ、国連の枠組みで持続可能な開発における環境側面の整合性ある実施を推進し、地球環境の権威ある代弁者の役割を担う主要国際環境機関となる」ことを目的に発足された(UNEP 1997)。しかしその任務を果たすために必要な意思決定力や資金が十分に与えられていない(Najam et al. 2006)。そのため活動能力が制限され、既にある環境問題や新たな課題に対処することができず、成果を上げることはあってもごくまれである。

長年にわたり国際レベルの統合化された組織体制が存在しない中、様々なMEAsが次々と締結されていった。その原因は、環境面での将来的な課題や制約に対する各国のビジョン・知識の欠如といった戦略的な政治配慮のなさにある。様々な環境問題が新たに発生していることも一因で、広範囲に分散しているMEAsを管理することは、各国政府やステークホルダーにとって大きな負担である。また、UNEP GCは現在58ヵ国で構成されており、国際社会を代表しているとは言えない。グローバルな環境政策の策定及び意思決定の機能がないことが、正当性・信頼性・代表性を有したグローバルな環境ガバナンスの実現を阻んでいる。

国の場合、通常1つの議会または立法府がすべての法律を制定し、環境省が環境に関する法律・規則を施行している。つまり、法律や規則が定められるたびに新たな議会や省庁が設立されることはない。しかし、国際レベルではまさにそのようなことが起きており、MEAsが締結されるたびに議会(締約国会議)と環境省(事務局)が新たに設立されている。これは無駄で不必要な慣習であり、一元化すれば効率化とコスト削減につながる。

加えて、グローバルな環境問題を扱うUNEPが環境専門機関ではなく環境プログラムであるという点も、世界的に権威ある組織としての影響力を弱めている。UNEP GC／グローバル閣僚級環境フォーラム(GC/GMEF)は、環境に関する様々な問題を毎年国連総会(GA)に報告し、国連総会第二委員会が「それら問題を検討した後、代表団を招集し、GC/GMEFの報告書で提起された環境問題に関する決議案を採択する」

（UNEP 2011）[1]。このような指揮系統の下で、UNEPの活動計画の優先順位を巡りUNEP GCとGAの意見が対立することもあった。また、UNEPが指名した理事会や総会等が承認する場合よりも決定力が弱くなる可能性もある。その原因は、第二委員会の構成国とGC/GMEFの構成国が異なる場合があることと、UNEPの場合は通常環境省から代表が送られるのに対し、GAは外務省から代表が送られるケースが多いことにある。さらに、環境以外の様々な要因も考慮するGAに受け入れられるように、GC/GMEF自身が本来よりも控えめな決定を下す懸念もある。

政府間レベルでのUNEPの影響力の弱さが、国内で環境省が比較的弱い立場に置かれていることの原因とも考えられる。財務、計画、エネルギー省などの他の政策を優先させて環境問題が二の次になることも多く、UNEPの国際的地位が低いために、UNEPを代表する環境相の立場も弱くなっていると言える。環境が最優先の政策要因にならない限り、すべてのレベルにおいて環境関係機関は弱い立場のままである。

3 UNEP改革への段階的提案

越境大気汚染やフロンガス（CFC）の問題が起こり始めた1970年代以降、環境問題は規模、範囲共にグローバル化してきたが、それに対応した制度の改善は十分行われてこなかった。本ポリシー・ブリーフは、国境を越えた国際的な環境問題に効果的に対処するため、UNEPの制度強化を提案している。改革には段階的アプローチをとり、まずUNEP GCに普遍加盟方式を導入して足掛かりを作った後、最終的にUNEPを専門機関に昇格させ、環境政策の策定、意思決定及び実施を目的として、段階的に改革を進めながら、その実現を図っていく。

第一段階

第一段階では、UNEP GCに普遍加盟方式を導入し、環境に関する意思決定の正当性・信頼性を強化する。加盟国が増えると意思決定が複雑になる恐れがあるため、一部に特定多数決制を導入する。普遍加盟方式の導入には、代表的組織の下でMEAsをテーマ別に一元化するという目的もある。その機能についてはさらなる明確化が必要であるが、一元化することでMEAsの分散化や重複が解消され、より効率的・効果的に管理できるようになる。

第二段階

第二段階の目標はUNEPの専門機関への昇格で、GA決議によって国連環境機関（UNEO）を設立することで達成できる。その後、条約の審議を進め、数年間の署名期間を設けた後に、本格的な世界環境機関（WEO）を創設することも可能である。専門機関は法的独立性を備え、自らの決定や対策を独自に承認できるため、国連経済社会理事会（ECOSOC）やGA等の上部機関から承認を得る必要がなくなる（第一段階では承認要）。

段階的アプローチの根拠

専門機関の設立が最も望ましい解決策であるが、短期間で実行するのは政治的に難しい。段階的アプローチを踏む方が実現しやすく、中間段階でもIEGの大幅な改善が期待できる。また、UNEP GCへの普遍加盟方式は有益であるため、実現のための取り組みを直ちに始めるべきである。第一段階で改革の気運が高まれば、何もないところから専門機関への昇格を目指すよりも目標の達成が容易になる。普遍加盟方式の導入でGCの代表性が向上すれば、各国もGCに独立した意思決定権を与えることのメリットを見出しやすくなる。

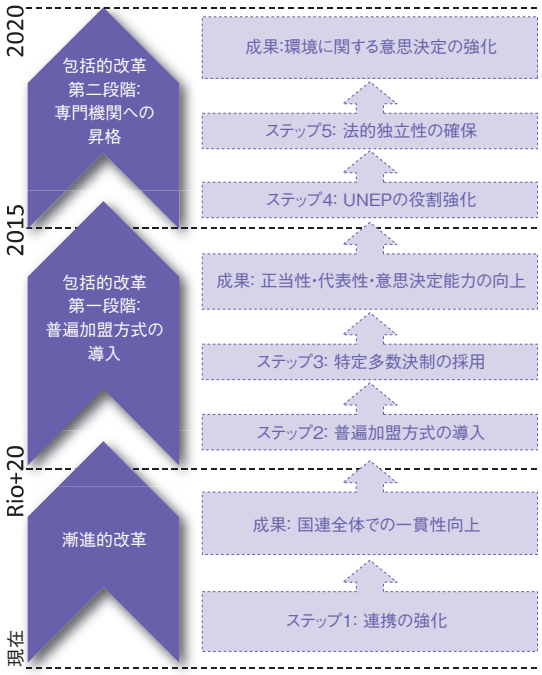

図１　UNEP改革の手順

[1] http://www.unep.org/newyork/IntergovernmentalPolicyCoordination/GeneralAssembly/EnvironmentalGovernance /tabid/52277 /Default.aspx 参照

いずれの段階であれ、各国の利益に配慮しながら改革を進めることが大切である。それによって環境問題に対処するための連携が高まり、国家・地域レベルの環境対策にプラスとなる。図1は改革の順序を表したものである。現在進められている対策も含めた漸進的改革をより包括的な改革への基盤と位置付け、各段階における対策と成果を示した。

4 第一段階: 普遍加盟方式の導入

UNEP GCに普遍加盟方式を導入することには、象徴的な意味と実際の改善という両方の側面がある。象徴的かつ政治的理由には、世界の環境状況を絶えず監視し、国際的に重要な環境問題を各国政府が十分かつ適切に考慮するよう促すというUNEPの任務が関係している。現在UNEP GCを構成しているのはわずか58ヵ国で、国際社会を十分反映しているとは言えず、このことでUNEPは信頼性と正当性の欠如という問題に直面している。普遍加盟方式を導入すればUNEP GCの代表性が改善され、環境問題を専門に扱う国際機関としてのUNEPの信頼性と正当性も高まる。また普遍加盟方式を導入する場合には小規模の執行委員会を設立する必要があり、同委員会がUNEPの活動調整や日常業務を担うことになる。

象徴的・政治的意味にも増して、普遍加盟方式導入にはUNEP及びMEAs管理の実質的改善というメリットがある。例えば、普遍的な機関を設立することでMEAsを徐々に一元管理できるようになる。一部のMEAsは現行のUNEP GCに比べて参加国数がはるかに多く、UNEP GCの加盟国数がそれらと同等またはそれ以上にならない限り、MEAs機能の一元化は困難である。既存のMEAs事務局とUNEP本部の機能については分担が可能であるが、事務局機能、会議招集機能、一部意思決定の機能は徐々にUNEP GCに移行させる。この措置は多くが想像するほど難しくはないと思われる。UNEPとMEAs間の既存の覚書(MoUs)には、事務局機能と基金管理の役割をUNEPに委ねると規定しているものがある。普遍加盟方式導入後にこの機能を相乗させることができ、詳細についてはさらなる検討が必要である。UNEPは、成功事例の報告・共有やMEAsの一貫性向上を図る場として適している。また普遍性を備えたUNEP GC/GMEFと参加国が少ないMEAsとのギャップは、多国間協定と複数国間協定を区別したり、加盟にいくつかの層を設けたり、非加盟国にオブザーバー参加を認めるなどの方法で対処できる。

グループ会議や意思決定機能の設立には初期費用を要する場合があるが、現在のように様々な会議に出席する必要がなくなることで、出張費用の節約にもなる。また現在、GMEFへの普遍的参加の費用はUNEPから拠出されているため、UNEP GCへの普遍加盟方式導入の直接費用はそれほどかからないと思われる。ただし、ケニア・ナイロビのUNEP本部に常駐代表を置いていない国にとっては、大使館設立などの追加支出が必要になる。

表1 普遍加盟方式

潜在的課題	対策
●加盟国が増えることで意思決定の効率性が低下する可能性がある。	●一部の決定を特定多数決にすることで意思決定の効率化を図る。 ●運営に関しては日常業務を管理する委員会が決定を下す。
■ナイロビに常駐代表を置いていない国もある。	■MEASの一元化によって、会議参加の費用負担を上回るコスト削減が可能になる。 ■GMEFには既に全加盟国が参加している。
◆他の国連機関の加盟構造に関する先例を作る可能性がある。	◆同問題は先例ではなく各機関の事情によって決定されるべきである。
普遍加盟方式の期待される成果	
●普遍加盟方式による組織の下にMEAsを一元管理し相乗効果を図ることで一貫性と効率性が向上し、長期的な費用節減も可能になる。 ●UNEPが国際社会を代表する機関となることで、各国の環境省の発言権が高まる。 ●UNEPの国際的代表性が高まることで、GCによる決定の正当性が向上する。 ●加盟国間でUNEPの信頼性が高まり、さらなる改革への支持が増大する可能性がある。	

普遍加盟方式の導入で予想される意思決定の複雑化は特定多数決制の採用で対処でき、意思決定の効率・効果向上につながる。特定多数決では、国の数だけでなく代表する人口等様々な要素を考慮しなければならず、少数派の権利を守りながら、孤立した国が拒否権を行使しないように、必要得票数を高く設定することもできる。一部の分野では全会一致を義務付けることも可能で、欧州連合（EU）のように全会一致が必要な分野と特定多数決を採用できる分野を特定することができる（Schuman 2012）。以上を表1にまとめた。

5 第二段階: 専門機関への昇格

UNEP GCへの普遍加盟方式導入によって政府間機関としての国際的代表性は確保されるが、決定に関してはGAの承認を得なければならず、意思決定の独立性は欠如したままである。専門機関への昇格による最大のメリットは意思決定権の独立で、専門機関の設立は、ECOSOCを通したGA決議または条約締結によって実現できる。国連の設立文書である国連憲章には、専門機関と国連との関係及び独立度が定められている。しかし新たな条約の批准には相当な時間がかかり、国によっては制度上困難な場合がある。本ポリシー・ブリーフは、速やかに目標を達成するため、GA決議によってまず専門機関を設立し、その後条約を締結して組織をさらに強化することを提言する。

最も重要なこととして、専門機関に昇格すれば、UNEPは総会を開催して法的文書を作成し、環境ガバナンスや環境政策立案者の役割を強化することができる。これは現状の改善に重要な要素である。MEAsを一元化し相乗効果を図るという点でも、MEAs関連の会議数が減ると運営費削減につながるため、専門機関への昇格のメリットと言える。またMEAsによって加盟状況が異なると各国間の連携が損なわれるという問題は、普遍加盟方式の導入によって解消される。意思決定権が強化されるとMEAsを一元化する取り組みが後押しされ、UNEPの決定をGAへ諮る必要もなくなる。多くの国はMEAs履行へのさらなる支援を望んでいるが、法的に独立した専門機関になれば、任務や資金面についても独自に決定できる。

専門機関になることの他の利点は、通常UNEPの代表を務める各国の環境省の役割強化につながることである。過去数十年間、大半の国では環境当局が正式な省の地位を有するようになった。独立した意思決定権を持つ専門機関に昇格させてUNEPを強化することは、このような国際社会の流れに合致する措置である。それによって各国の環境省の地位が向上し、国際的決定事項を各国の環境政策に組み込みやすくなれば、長年指摘されてきたIEGの実施のギャップを埋めることができる。

専門機関という立場では、国連機関による環境活動の調整（UNEPのミッションの1つ）を達成できないという批判がある。しかしプログラムであるUNEPが権限や資金力に欠けていることこそ、これまで国連の活動を効果的に調整できなかった原因の1つであると考えられる（Desai 2006）。UNEPよりも大きな資金力と意思決定権を持つ機関は、UNEPの調整に従う理由がほとんどないからである。専門機関と国連との関係はプログラムと国連ほど密接ではないが、専門機関も主要執行理事会（CEB）のメンバーであり、UNEPはCEBを通じて引き続き国連の環境活動を調整するための中心的役割を果たすことができる。地位が向上しても資金力が大幅に強化されなければUNEPの調整能力が大きく高まるとは限らないが、多少の向上は見られると期待される。いずれにせよ、専門機関と他の国連組織との関係を決めるのは加盟国による決定であり、組織の形態ではない。加盟国が同意すれば、専門機関であっても国連内の環境活動を調整することができる[2]。

資金調達メカニズムの大幅な強化も不可欠である。UNEPがさらなる資金、少なくとも任務を果たすための予測可能な資金を必要としていることは明らかで、専門機関でも同じことが言える。通常、資金調達の詳細は加盟国間で決定され、多くの専門機関は割り当て分担金から資金を得ている。分担金は、各国の支払い能力に基づき、国民所得や人口などを考慮して計算される。金額には上限・下限があり、最大拠出国の1人当たり負担額以上の一人当たり負担額を払う国がないよう定められている。UNEPの資金構造を改革する際はこの点も考慮しなければならず、現行の自主的分担制度から義務的割り当て分担金制度に切り替える必要がある。今後さらなる調査を実施し、政治的に可能で現実的な資金調達オプションを選ぶことが重要である。とはいえ、短期的には、義務的割り当て分担金制度の導入によりキャッシュフローが向上し資金も保証されることで、UNEPの活動計画が立てやすくなる。上記要点を下記表にまとめた。

[2] 国連憲章第63条は、専門機関と国連総会との関係に関する規定は国連総会の承認によって定められると規定し、具体的事項は加盟国の交渉及び承認に委ねている。

表2　専門機関

潜在的課題	対　策
●GA決議（UNEO）または条約（WEO）が必要で、条約締結については国によって困難な場合があり、批准にも相当の時間がかかる。	●まず政治的に現実的なオプションをとる。
■専門機関になると国連の関連機関ではなくなるとの誤った認識がある。	■UNEP GCとGAとの関係はGAによって決まる（国連憲章第63章）。
◆環境プログラムの方がUNの環境活動を調整しやすいという誤った認識がある。	◆専門機関になっても主要執行委員会を通じて引き続き調整任務を担うことができる。
❖拠出金が増えるとの懸念が改革への支持を阻んでいる。	❖加盟国が活動範囲の拡大に合意しない限り、支出が大幅に増えることはない。
⊙全般的に新たな機関の設立への消極さが見られる。	⊙本案は既存機関の改革である。
専門機関の期待される成果	
●独自に総会を開催して法的文書を作成・採択することができる。 ●法的独立性が得られるとIEGが強化される。 ●既存及び将来的な環境条約の相乗効果を生み出しやすくなる。 ●各国の環境省の影響力が向上し、環境対策を促進しやすくなる。	

普遍加盟方式がもたらす財政的影響と比べると、専門機関への昇格の方が資金調達の構造・額ともにはるかに大きな改革となるのは明らかで、加盟国が任務や活動の拡大を求めればさらなる資金が必要になる。多くの途上国から求められているMEAs履行に関する能力構築や研修（Zakri 2012）がUNEPの活動要件になった場合はなおさらであり、活動予算も含めて、専門機関が各要件にどう対応すべきかを詳細に決める必要がある。

6　結論

本ポリシー・ブリーフでは、UNEPを改革すべき理由として、a）グローバル化に伴い環境問題の影響力と規模が増大してきた、b）UNEPのガバナンス構造がこれらの課題に効果的に対応できていない、という2点を挙げた。

UNEPの改革については連続的に実施することを推奨し、第一段階でUNEP GCに普遍加盟方式を導入してさらなる改革への気運を高めた後、第二段階でUNEPを専門機関に昇格させることを提言した。また加盟国の増加に伴い全会一致を得ることが難しくなる可能性については、特定多数決制を採用して解決することを提案した。普遍加盟方式の導入は、各国の環境当局の地位を高めるというメリットがあり、またそれ以上に、MEAsの機能をUNEP GCの下で一元化し、環境ガバナンスの一貫性と効率性を向上させる。このことから本ポリシー・ブリーフは、UNEPが専門機関へ昇格することによって法的独立性が確保され、環境政策立案者の意思決定権限も強まるため、IEGの強化につながり、結果的に持続可能な開発の環境的側面にプラスの影響を与えると主張した。

本ポリシー・ブリーフの目的は、MEAs一元化の具体案を示すことではなく、一般的議論として、UNEPを構造的に改善することが望ましく、MEAs一元化によってメリットが得られることを示すことである。MEAs一元化の詳細はUNEPの新たな組織構造が定めた手順に従って決定すべきであり、本ポリシー・ブリーフが主張しているのは、提案する組織改革によって、加盟国がこれら問題の議論・決定を行いやすくなるということである。もちろん成果が保証されているわけではなく、MEAs一元化に影響を及ぼす要因はUNEPの構造以外にもある。とはいえ、上述の理由により、我々は本ポリシー・ブリーフが提案する構造改革が好ましい貢献をもたらすと考える。

たとえ普遍加盟方式の導入しか達成できなくても意義はあり、国際的代表性や正当性が向上し、MEAsのさらなる一元化への可能性が開ける。ただし、普遍加盟方式は専門機関へ

の昇格という次の段階に進むためのステップでもあり、より大きなメリットが得られるのは専門機関への昇格である。

UNEP改革を進める1つの手段として、2012年の国連持続可能な開発会議（UNCSD: Rio+20）の場でUNEP GCに普遍加盟方式を導入するという方法がある。同時に、1）GA決議によるUNEO設立、または2）WEO設立を目的とした条約制定、というより野心的なプロセスに着手することもできる。現在80ヵ国以上が専門機関への昇格を支持しており[3]、十分な数の国が批准するまで期間を設けることも可能である。その間も、UNEP/UNEOは割り当て分担金を受け取ることができ、ひとつの国連イニシアティブ（One UN initiative / Delivering as One）の下、各国による国連活動への参加を強化でき、発効に必要な署名数が集まった時点でUNEPをWEOに昇格させることができる。我々の経済・社会は健全な環境とそれがもたらす天然資源・サービスに依存しており、このまま環境の劣化を許せば、経済・社会の基盤が破壊されてしまう。したがって、本ポリシー・ブリーフは、UNEPが環境問題により効果的に対処し、IEGの政府間協力を促進するために、各国がUNEP改革を支持することを提言する。

[3] UNCSDの「ゼロドラフト」に対する各国報告書（2011年11月1日）によると、EU及びアフリカ連合（AU）は同オプションを支持しており、賛同国は80ヵ国に上る。
http://www.uncsd2012.org/rio20/index.php?menu=115の"Compilation Document"参照（アクセス日: 2012年1月17日）。

■ 謝辞
本ポリシー・ブリーフ作成にあたり、貴重な助言を戴いたロバート・J・ディッドハム氏、吉田哲郎氏、萩原朗氏、井村秀文氏及び森秀行氏に対し深い謝辞を表したい。

■ 参考文献

Biermann, Frank. 2011. Reforming Global Environmental Governance: The Case for a United Nations Environment Organisation. Stakeholder Forum. <http://www.ieg.earthsystemgovernance.org/sites/ default/files/files/publications/Biermann_Reforming%20GEG%20The%20case%20for%20a%20UNEO.pdf > (Accessed on August 22 2011).

Biermann, Frank. 2007. "Reforming Global Environmental Governance: From UNEP Towards A World Environment Organization." In: Swart, L. & Perry, E. (Ed.), Global Environmental Governance. Perspectives on the Current Debate (pp. 103-123). New York: Center for UN Reform Education. <www.centerforunreform.org/system/files/ GEG_Biermann.pdf> (Accessed on August 22 2011).

Biermann, Frank and Steffen Bauer, eds. 2005. A World Environment Organization: Solution or Threat for Effective International Environmental Governance? Aldershot, UK: Ashgate.

Chambers, Bradnee. 2008. Reform of International Environmental Governance: An Agenda for the Commonwealth. Commonwealth Secretariat. London: Marlborough House.

Desai, Bharat H. 2006. "UNEP: A Global Environmental Authority?" In: *Environmental Policy and Law*; 36/3-4 (2006); 2006 IOS Press.

Ivanova, Maria. 2011. Global Governance in the 21st Century: Rethinking the Environmental Pillar. Stakeholder Forum. <http://www.stakeholderforum.org/fileadmin /files/IEG%20Paper-Ivanova-Final%20_2_.pdf> (Accessed on August 22 2011).

Moltke, K. 2004. "Clustering International Environmental Agreements as an Alternative to a World Environment Organisation." In Biermann Frank, and Steffen Bauer, eds. *A World Environment Organisation: Solution or Threat to Effective International Environmental Governance*. London: Ashgate Publishing, Limited.

Najam, Adil, Michaela Papa and Nadaa Taiyab. 2006. Global Environmental Governance: A Reform Agenda. Winnipeg, Canada: International Institute for Sustainable Development.

Olsen, Simon Hoiberg and Elder, Mark. 2011. Strengthening International Environmental Governance by two-phased Reform of UNEP: Analysis of Benefits and Drawbacks. IGES Policy Report. No. 2011-4, October.

Robert Schuman Fondation. 2007. The Lisbon Treaty: 10 Easy-to-read Fact Sheets. Fondation Robert Schuman. <http://www.robert-schuman.eu/doc/divers/lisbonne/en/10fiches.pdf> (Accessed on August 22 2011).

Tarasofsky, Richard G. 2002. International Environmental Governance: Strengthening UNEP. <http://www.ppl.nl/ebooks/files/C08-0050-Tarasofski-International.pdf> (Accessed on July 26, 2011).

United Nations Environment Programme 2012. Environmental Governance. <http://www.unep.org/newyork/IntergovernmentalPolicyCoordination/GeneralAssembly/ EnvironmentalGovernance/tabid/52277/Default.aspx> (Accessed on August 22 2011).

Zakri, A.H. 2012. A World Environment Organization to serve Developing Nations. <http://www.unep.org/environmentalgovernance/PerspectivesonRIO20/ZakriAbdulHamid1/tabid/78591/Default.aspx> (Accessed on August 22 2011).

財団法人　地球環境戦略研究機関
〒240-0115　神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11
TEL: 046-855-3700　FAX: 046-855-3709　E-mail: iges@iges.or.jp　http://www.iges.or.jp

Copyright © 2012 Institute for Global Environmental Strategies. All rights reserved. この出版物の内容は執筆者の見解であり、IGESの見解を述べたものではありません。

再生紙を利用しています